

取込詐欺の被害結果について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

先般、FAX等にてお願いいたしましたアンケート「取込詐欺の被害確認について」の集計結果が
出ましたのでご報告いたします。

なお、本件は報道機関にも情報提供させていただき、広く知らしめることといたします。

ご不明な点がございましたら、当協会事務局までご連絡のほどお願い申し上げます。

謹白

取込詐欺の被害件数は53件（引き合いがあったものの断ったというのを含めると66件）、被害
総額は54,501,675円に上ることが判明しました。

被害は30都府県に及んでいます。（北海道1件、青森1件、秋田3件、山形2件、福島2件、茨
城1件、栃木1件、群馬1件、埼玉1件、山梨1件、静岡1件、三重1件、新潟7件、富山2件、長野1
件、滋賀2件、京都1件、兵庫2件、奈良1件、和歌山1件、島根1件、広島3件、山口2件、徳島1件、
香川3件、愛媛1件、佐賀3件、熊本4件、大分1件、宮崎1件）

被害に遭った時期は平成19年が29件、次いで平成18年が12件と続いています。

被害に遭った作物は、米が20件、野菜が4件、果樹及び果樹加工品が12件、卵・肉が8件、その他
（茶、みそ等）が9件でした。

平成19年の被害においては、特定の業者による被害が顕著でした。（業者2社により、10会員が被
害を受けました。）

手口としては、突然電話で「御社ホームページを拝見した」、「展示会で拝見した」「知り合い
から美味しいと聞いた」などと言い、小口での注文やサンプル注文があります。初めは前払いに
応じて支払われますが、次の注文から取引量が多くなり、代金を月末支払にしたいと要求。支払
い指定の日の前に破産宣告が通知されてきたりするそうです。その月末に至らない間に次の大口
注文依頼が来る場合もあるといいます。発注の仕方がおかしいため1～2回で農業法人サイドから
取引中止とするケースが多いようです。他に、知人を介しての取引などでもこうした被害に遭わ
れたケースが数件あります。

社団法人日本農業法人協会では大手信用調査企業と契約し、会員向け専用サービスとして取引先
の信用情報調査を行っています。このサービスをご利用頂いて取引を回避したというお話も数件
いただきました。

東京の会社等、知らない会社が突然注文してきた、という場合は、協会事務局

（TEL:03-5156-0365）までお気軽にご一報下さい。会社名や住所を頂ければ信用調査を無
料で行います。

ご協力いただき、ありがとうございました。

本件に関する問合せ
（社）日本農業法人協会 担当：新井
TEL: 03-5156-0365